

2020 年度税制改正 オープンイノベーション促進税制の仕組みと 活用のポイント

Issue 122, March 2020

In brief

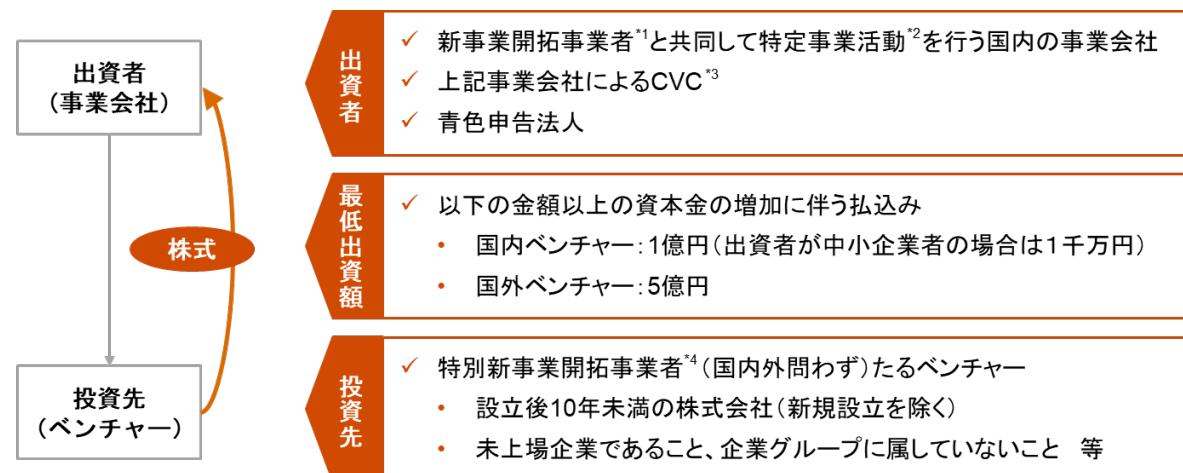
2020 年度(令和 2 年度)税制改正において導入されるオープンイノベーション促進税制は、ベンチャー企業に対する一定規模の出資について税制優遇を行うことで、事業会社とベンチャー企業との連携を促し、人材・技術・情報といったリソースのシェアや協業を通じた新たな付加価値を生み出すことを目指すものであり、ベンチャー企業株式の取得価額の 25% の所得控除を認める大胆な税制となっています。

本ニュースレターでは、本税制の概要と、その活用における留意点やポイントについて解説します。

In detail

1. オープンイノベーション促進税制の概要

本税制は、青色申告法人である一定の事業会社が、2020 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までの間に、国内外のベンチャー企業に対して現金を出資し新株を取得する場合に、その株式の取得価額の 25% 相当額の所得控除を認めるという税制となっています。本税制の適用を受けるための要件として、出資者である事業会社の範囲、最低出資額、投資先であるベンチャー企業の範囲がそれぞれ定められていますが、概要は以下の図のとおりです。



本税制による所得控除の上限金額は、出資一件につき 25 億円、出資を行う事業会社ごとに年間で合計 125 億円までとされており、所得控除を受ける金額について、決算時に特別勘定を設定するか、剰余金の処分により積立金を積み立てることが必要となります。

*1 新事業開拓事業者とは、「新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なものその他の経済産業省令で定めるもの」(産業競争力強化法 2条 5項)をいいます。

*2 特定事業活動とは、「自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うことまたは新たな事業の開拓を行うことを目指す事業活動および当該事業活動を支援する事業活動」(産業競争力強化法 2条 20項)をいいます。

*3 出資者からの直接出資の他、出資者が 50%超を出資する一定の CVC を通じた出資も対象となります。

*4 特別新事業開拓事業者とは、新事業開拓事業者のうち、特定事業活動に資する事業を行う内国法人・外國法人をいいます。

2. 経済産業大臣による証明

本税制の特徴として、事業会社が行う各出資案件が、本税制の趣旨に合致しており、適用要件を満たすものかについて、経済産業省が確認することとされています。本税制の適用を受けようとする事業会社は、事業年度終了前後に、その年度の出資案件に関する情報をまとめた申請書を経済産業省に提出し、申請内容について確認を受け、確認後に経済産業省から交付される証明書を税務申告書に添付することが求められています。

経済産業省による確認の主なポイントは以下のようなものとなる見込みです。

- ベンチャー企業に対する一定規模以上の現金出資であるか
- ベンチャー企業の革新的経営資源を活用して、自らの事業革新を目指しているか
- ベンチャー企業の成長に資する協力であり、特定事業活動に係るものを作っているか

3. 活用が期待される場面

本税制は、投資の対象とするベンチャー企業を国内のみならず国外の企業にも広げており、出資金額も国内向けは 1 億円(中小企業者の場合には 1,000 万円)、海外向けは 5 億円から適用可能となっています。また、適用につき経済産業省に対して事前相談を行うことが典型的な実務となるものと考えられますが、出資前に証明書の取得をしなければならないという制度とはなっていないため、運用面でも納税者にとって活用しやすい制度設計であるといえ、幅広い場面で本制度が活用されることが期待されています。

一方、出資者やベンチャー企業が各要件を満たすかについては、事実に即した判断がなされることから、事前に要件をよく確認し、経済産業省への事前相談等をタイムリーに行うことによって、適用の可否を出資時に判定し、投資判断への織り込みをできるようにすることが重要です。

4. その他の留意事項

本税制により所得控除の適用を受けた株式について、取得から 5 年以内に譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等には、特別勘定のうち対応する部分を取り崩し、益金に算入しなければなりません。この取り戻し課税の対象となる事由は以下のとおりですが、本税制の適用を受けた当該事業会社が少数株主である等、出資先の行為について決定権がない場合であっても、これらの事由に該当すれば取り戻し課税が生じてしまうことには特に留意が必要です。

- 経済産業大臣による証明が取り消された場合
- 株式の全部または一部を有しなくなった場合
- 投資事業有限責任組合等の出資比率に変更が生じた場合
- 株式の税務上の帳簿価額を減額した場合
- 配当を受けた場合
- ベンチャー企業(受け手)が解散した場合
- 事業会社(出し手)が解散した場合
- 特定勘定の金額を任意に取り崩した場合 等

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

高野 公人

シニアマネージャー

山下 泰樹

シニアマネージャー

木野 明日香

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。